

他人所有に係る建物を寄宿舍として使用する ことに関する添付書

1. 賃貸契約の当事者

所有者

借用者

2. 賃貸期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 修繕、改築または増築の権限を有する者

但し、日常の補修（1件 の場合に限る）については、
に連絡の上補修を行います。

4. 修繕、改築または増築の費用を負担する者

但し、3. の但書の場合については が負担する。

5. その他、特に定めない事項については、双方が誠実に話し合いの上決めることと します。